

よくあるご質問

Q どのような世帯が住民税非課税世帯として支給対象となりますか。

A 基準日(令和5年12月1日)において、同一の世帯に属する者全員が、令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯又は、市の条例で住民税均等割が免除されている世帯です。
ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯は、対象外となります。
なお、高知市以外の自治体において、令和5年度住民税非課税世帯向けの給付金(7万円)を受給している場合は、対象外となります。

Q 生活保護世帯も住民税非課税世帯として支給対象となりますか。

A 支給対象となります(医療扶助等のみで生活保護制度を利用している世帯は除きます)。ただし、世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合(税法上の課税扶養)等は対象外となります。

Q 租税条約に基づく免除を受けたことにより、住民税均等割が課されないことになった者は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか。

A 租税条約に基づき、課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者を含む世帯は、本給付金の対象となりません。

Q 刑務所等の矯正施設等に入所している被収容者等も対象となりますか。

A 支給対象となります。ご親族等で、ご不明な点がある方は、当課(088-856-6935)までお問合せください。

Q ホームレス等でいずれの市町村にも住民登録がない方は対象となりますか。

A 基準日の翌日以降に住民登録があれば支給対象となります。当課(088-856-6935)までお問合せください。

Q 住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯とはどのようなものでしょうか。

A 例えば、親(課税)に扶養されている親元を離れた大学生(非課税)や、別居の子(課税)に扶養されている親の世帯(非課税)などの世帯をいいます。

Q 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。この取扱いは、生活保護世帯についても同様ですか。

A 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合には、支給対象外となります。(生活保護世帯についても同様です。)

(例)世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯(住民税非課税)の場合

	支給可否
① ABともに子C(課税)の扶養となっている	支給対象外
② Aのみが子C(課税)の扶養となっている	支給対象
③ Aが子C(課税)、Bが子D(Bを扶養することで非課税)の扶養となっている	支給対象

Q 市外にいる子(課税)の扶養となっている場合でも支給対象外ですか。

A 課税者の居住地に関わらず、世帯全員が課税者の扶養となっていれば対象外です。

Q 基準日後に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。

A 世帯は、基準日において判定するため、基準日後に世帯分離をしても別世帯として対象にはなりません。

Q 非課税とはどの税金のことですか。

A 住民税(市県民税)の均等割です。

Q 令和5年度住民税はいつの所得で判定されますか。

A 令和5年度分は令和4年1月～12月までの所得により判断されます。

Q 住民税非課税世帯として給付金を受給した後、修正申告により、令和5年度住民税が課税となった場合、どうなりますか。

A 修正申告の結果、令和5年度住民税が課税になった場合、本給付金の支給対象外となるため、既に受給している場合は返還いただきます。

Q 確認書はいつごろ届きますか。

A 令和6年1月25日から順次発送いたします。

Q 非課税世帯への給付金は、いつ振込まれますか。

A 令和6年1月25日から支給開始予定です。
確認書を送付した世帯については、提出書類に不備等がなければ、提出から約2~4週間後に支給する予定です。

Q 生活保護を受給していますが、この給付金は収入認定されますか。

A 収入認定されません。

Q 高知市以外に住民登録をし(市外に住民票があり)、高知市で生活保護を受給している世帯はどうしたらよいでしょうか。

A 住民登録している市区町村へ個別へお問い合わせください。

Q 高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金(第2期)は、差押え、課税の対象となりますか。

A 本給付金は差押え、課税の対象とはなりません。(物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律)